

## 「平成 30 年度介護報酬改定における Q & A (Vol.1)」に関する報告書

今回、平成 30 年度介護報酬改定における Q & A (Vol.1) の内容確認について質問状に対する沖縄県介護支援専門員協会としての見解と、各保険者としての見解をまとめております。

今後のケアマネジメントのプロセスにお役立て頂ければ幸いです。

### 【回答保険者】

保険者名	記入月日	所属部署名
那覇市	平成 30 年 4 月 23 日	ちゃーがんじゅう課
糸満市	平成 30 年 4 月 23 日	介護長寿課 認定給付係
浦添市	平成 30 年 4 月 18 日	いきいき高齢支援課 介護給付係
宜野湾市	平成 30 年 4 月 20 日	介護長寿課
沖縄市	平成 30 年 4 月 19 日	高齢福祉課 給付係
うるま市	平成 30 年 4 月 20 日	介護長寿課
宮古島市	平成 30 年 4 月 18 日	高齢者支援課 介護給付係
石垣市	平成 30 年 4 月 25 日	介護長寿課
竹富町	平成 30 年 4 月 20 日	介護福祉課
沖縄県介護保険 広域連合	平成 30 年 4 月 20 日	業務課 指導係

【質問】

今回、通所介護・地域密着型通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直しにより、サービス提供時間区分が変更になる場合であっても、サービス内容及び提供時間に変更がないケースについては、居宅サービス計画の変更（サービス担当者会議を含む）を行う必要はないと解釈して宜しいでしょうか。

また、同様にサービス提供時間の変更はあるが、ニーズや目標、サービスの内容に変更がないケースについても、軽微な変更として取扱い、居宅サービス計画の変更（サービス担当者会議を含む）を行う必要はないと解釈してよろしいでしょうか？

【沖縄県介護支援専門員協会の見解は下記の通りです。】

サービス提供時間区分及びサービス提供時間の変更を機に、ニーズや目標、サービス内容を変更するとした利用者については、ケアマネジメントの一連のプロセスを踏む必要があるが、サービス提供時間区分及びサービス提供時間が変わっても、ニーズや目標等に変更がない（軽微な変更）と介護支援専門員が判断すれば、一連のプロセスを踏む必要はないと考える。

【回答】

1. 必ずしも必要ではない。
2. 必ず必要

保険者名	選択回答	回答
那覇市	未記入	・「平成 30 年度介護報酬改定における Q&A (Vol.1) の内容確認に対する回答」参照。 ・介護報酬算定上のサービス提供時間区分が変更になる場合であっても、サービス内容及び提供時間に変更が無ければ、居宅サービス計画の変更を行う必要はありません。 ・サービス内容や提供時間の変更を行う場合は、居宅サービス計画の変更が必要です。よって、通常の居宅サービス計画の変更と同様のプロセスを経る必要があります。
糸満市	1	居宅サービス計画の変更が必要かどうかについては、介護支援専門員の判断で行うこと。軽微な変更とした場合、変更した内容は、利用者及び事業所に情報共有のためにケアプランを再交付(追記を含む)し、更にその根拠(理由)を支援経過に記録する事。
浦添市	1	単に事業所側の都合で、サービス提供時間の変更に伴う事を理由に利用者の利用時間変更に至ったのであれば、本来の利用者のニーズと言えないのではないかと考えているため、ケアマネからの問い合わせには、アセスメントから時間延長のニーズや利用者との共通理解、時間延長に伴う身体、精神的な負担の有無、金銭的な負担等を確認した結果、利用時間の延長に結びつくのではないかと回答しました。 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1) (平成 30 年 3 月 22 日) の問 141 の 5 行目からの「一方で、今回の～」を参考にケアマネへ説明しました。 軽微な変更として取り扱うことが問題なのではなく、基本的な利用者のアセスメントからニーズを導き出して頂きたいと考えて回答した次第です。 その結果、軽微な変更該当するとケアマネが判断したのであれば、支援経過等へ内容を記録し、3 表の修正を行い軽微な変更の説明・同意を得たケアプランを利用者(家族)、サービス事業所へ交付してください。
宜野湾市	1	回答なし

沖縄市	1	質問の「今回、通所介護・地域密着型通所介護の基本報酬～」を①と考えるの回答→制度上の問題ですので、特に計画変更は必要ないと考えます。 質問の「また、同様にサービス提供時間の変更はあるが～」を②と考えるの回答→サービス計画はタイムスケジュール等の変更により、見直しが必要と思いますが、ケアプランについては、サービス計画の変更内容や、モニタリング、アセスメントの結果、特に変更ないとケアマネが判断すればケアプランは変更しなくても良いと考えます。
うるま市	1	アセスメントを通じて、利用者のニーズや目標に変更がなければ、必ずしもケアマネジメントの一連のプロセスを全て実施する必要はないと考える。軽微な変更とした場合、その判断根拠を支援経過等に記載する事。
宮古島市	1	ただし、この場合にあっても利用者負担額が変更になることから利用者への説明は必要となります。また支援経過に軽微な変更の経緯や理由が分かる記録が必要です。 サービス提供時間が変わる場合には、事業所都合であれば事業所選びも含めてサービス担当者会議が必要になると解釈します。
石垣市	1	「サービス提供時間区分が変更になる場合であっても、サービス内容及び提供時間に変更がなければ、居宅サービス計画の変更を行う必要はない。 一方で今回の時間区分の変更を契機に、利用者のニーズを踏まえた適切なアセスメントに基づき、これまで提供されてきた介護サービス等の内容を改めて見直した結果、居宅サービス計画を変更する必要性が生じた場合は、通常の変更と同様のプロセスが必要となる。」とあるので、必ずしも必要でないと考えます。
竹富町	1	回答なし
沖縄県介護 保険 広域連合	1	介護報酬算定上のサービス提供時間区分が変更になる場合でも、サービスの内容及び、提供時間に変更がなければ、居宅サービス計画の変更を行う必要はない。 一方で、利用者のニーズを踏まえた適切なアセスメントに基づき、これまで提供されてきた介護サービス等の内容を改めて見直した結果、居宅サービス計画を変更する必要性が生じた場合は、通常の変更と同様のプロセスが必要となる。→平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1) (平成 30 年 3 月 23 日) 問 141 参照